## 第11回 参与との意見交換会

## 消費者教育推進会議の取りまとめについて

平成27年4月6日 消費者教育·地方協力課長 植田広信



## 消費者教育推進会議取りまとめ(平成27年3月5日)について

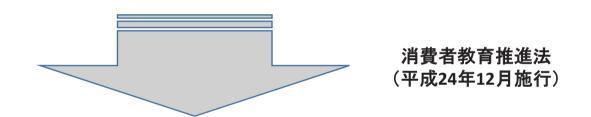
## 1 推進会議における検討状況と推進会議取りまとめの性格

- ●平成24年12月、「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、法に基づき、消費者教育推進会議が設置。
- ●第1回会議から第4回会議は、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について検討し、平成26年6月28日閣議決定。
- ●第5回会議から第9回会議には、基本方針で「今後解決すべき課題」とされたテーマについて、3つの小委員会を設置して検討。
- ●推進会議取りまとめは、3つの小委員会の議論を基に、今後の消費者教育の推進についての考えや提案、消費者教育の担い手への期待を、会議として取りまとめたもの。別途3つの小委員会ごとに取りまとめを公表。

## 取りまとめの概要: (1)推進法の意義と消費者教育の理念の整理

## 【これまでの消費者教育】

消費者一人一人が、正しく、適切な情報を基に、自分自身のために合理的選択を実践し、被害に遭わない、豊かな生活を送ることを基本とする、自立支援のための教育



## 【推進法で視野の広がった消費者教育】

- ・個人として自立しているだけでなく、消費者が社会の一員として行動することも 「消費者の自立」の要素
- ・消費者一人一人が、「自分は被害に遭わない、自分は大丈夫」と考えるだけでなく、「消費生活に関する問題は、自分だけでなく社会の問題」と理解し実践していくこと

## 取りまとめの概要: (2)消費者の行動例

## 【消費者市民社会における消費者の行動の特徴】

- ・ 自ら収集し、理解し、実践する
- 身近な周囲の人にも情報提供やサポートを行い、その実践を促す
- ・ 課題解決に向けて、社会(行政機関、団体、事業者等)に働きかける

## 【具体的行動例】

## 商品等の安全

- ・商品のラベルをよく読み、より安全・安心な商品を選択する。
- ・説明書をよく読んで使用する。周 りの人が誤った使い方をしていれ ば注意する。
- ・安全性に疑問がある場合には、 事業者に質問し、トラブルが発生した場合に情報提供し、原因を確認 するとともに、再発防止を要請する。

## 生活の管理と契約

- ・収入水準に見合った支出を行う。
- ・環境や社会に配慮した商品や サービスを選択する。
- ・消費者のための制度(クーリング・オフ等)について理解するとともに、高齢者の見守り活動に参加する。
- ・自分の人生のプランを作成し、そ の資金計画を考える。

## 情報とメディア

- ・商品情報(パンフレット、広告等)、 市町村や消費生活センターなどの 発信する消費者情報、被害情報等 を収集するように努め、それらを ソーシャルメディアなどを活用して 発信・共有する。
- ・消費が環境や社会経済に与える 影響に関する情報に関心を持ち、 情報の収集・検討・発信を主体的 に行う。

## 取りまとめの概要: (3)多様な担い手による消費者教育の実践に向けた提案

## 「消費者教育の担い手ナビゲーション」 の活用

消費者教育の担い手(教育関係者、 消費生活相談員、消費者団体、事業 者・事業者団体等)が消費者教育の 対象に対してどのようなことを教える かといった観点から消費者教育事例 を示したもの。学校関係については 学習指導要領との関係も明示。

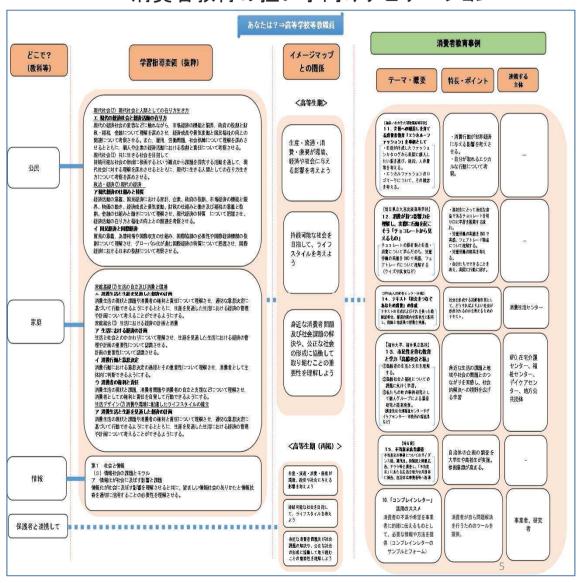
・ 消費者教育ポータルサイトの活用

様々な消費者教育の教材等を収集し て掲載しているポータルサイト(消費 者庁が開設)の充実、活用の拡大

<u>消費者教育に関する「プロジェクト」の</u> 実施

消費生活に関する情報や消費者教育に関心の薄い層に向けた情報発信

## 消費者教育の担い手向けナビゲーション



## 取りまとめの概要: (4)地域における多様な主体の連携・協働への提言

- 消費者教育の拠点としての消費生活センターに 期待される6つの機能
  - ① 消費者教育への関心の輪を広げる (消費生活に関する情報に無関心な層への 働きかけを行う)
- ② 消費者教育を自ら企画・実施する (教材の開発、消費生活講座等を行う)
- ③ 消費者教育の実施を働きかける (学校、福祉団体などでの出前講座等の実施 を働きかける)
- ④ 消費者教育の関係者をつなぐ (地方公共団体内、地域内の関係者とのパイ プ役になる)
- ⑤ 消費者教育の担い手を育てる (サポーター養成講座などを行う)
- ⑥ 自主学習·交流·情報発信の場を提供する (自主学習のための教材提供、交流のための スペースの確保を行う)
- 地域の連携・協働を担うコーディネーターの育成 地方公共団体において、職員や元職員、消費 生活相談員、消費者団体やNPOの一員として活 動する者や学校関係者、社会教育主事等の社 会教育関係者からコーディネーターを育成。国 民生活センターにおけるコーディネーター養成 講座の実施。

### 2. 消費者教育を自ら企画・実施する(1)

### 都道府県

### <u>京都府</u> 【地域】

〇特殊詐欺等被 害撲滅キャンペー

市民センターで の啓発、落語イベ ント等)

〇市町村主催の 消費者教育イベン トでの啓発資料配 布

## 沖縄県

\_\_\_\_ 【消費者教育教材 の作成】

〇消費者セン集・執 費和編集・執 筆、表育に生生の 大学により 大学により を作ると 高校社会を おでは 大学の を作れたの を作れたの を作れたの を作れたの を作れたの を作れる をがれている。 をがれる。 をがな。 をがな。 をがれる。 をがな。 をがれる。 をがな。 をがな。 をがれる。 をがれる。 をがな。 

### 政令指定都市

愛知県名古屋市 【くらしの情報プラザ(消費生活センター)】

○教員向け教材 の貸出

〇消費者問題教 員セミナー

【啓発講座等】 〇消費生活講座、 消費者実習講座、 消費 者問題教 育セミナー

## <u>静岡県静岡市</u> 【消費者教育副教 材の作成】

成委員会」を立ち 上げ

・中学校の家庭科 の授業で消費者教 育のために使用す る副教材を作成

### 市区(5万人以上)

神奈川県大和市 (人口 22.8万人) 〇「どこでも講座」 実施

福島県郡山市(人口33.8万人) 【出前講座等】 〇消費生活センター職員や外部 講師による出

前講座での啓 発(移動消費生活 センター)

## 東京都八王子市 (人口 58.0万人) 【地域】

〇障がい者に対 応した啓発資料

### 市(5万人未満)及び町村

<u>埼玉県三芳町</u>(人口 3.8万人) 【消費生活及発用チ

【消費生活啓発用チラシ・冊子の配布】 〇「くらしの豆知識」 〇一般、小学生、中学生対象リーフレット・チラシ

<u>埼玉県三芳町</u>(人口 3.8万人) 【啓発講座】

○高齢者対象「落語 で学ぶ消費生活講 座」

-(公民館で実施)、 小学生対象「消費 生活講座」(町内小 学校で実施)

北海道士別市(人口 2.1万人)

【消費者被害防止講座】

〇士別消費者協会 と消費生活相談員

て構成された「劇団さくら」が要望団体を訪

問し市内で起き た悪質商法の手口 等を寸

,こ. 劇にして講座実 病

## 取りまとめの概要: (5)消費者市民社会の形成に参画する多様な主体の活動への期待

## ◆ 消費者・サポーター

消費生活に関する知識の習得・情報収集。

消費生活に関する問題を、「自分は被害に遭わない、自分は大丈夫」と考えるのみならず、「消費生活に関する問題は、自分だけではなく社会の問題」と捉え、周囲に働きかける。見守り役や、地域のコミュニティ、ネットワークにも積極的に参加。

## ◆ 学校教育関係者

小・中・高等学校の学習指導要領における消費者教育に関する 教育内容の充実を反映した授業を実施。

## ◆ 大学等関係者

入学時から卒業までの段階的な、自立を支援する消費者教育の実施。

大学生等が、ボランティアや研究活動の一環として、自ら見守りなどの活動に参加、サークル等で地産地消、フェアトレードや倫理的消費について実践する。

## ◆ 社会教育関係者等

社会教育主事等が地域に置けるコーディネーターの役割を担う。

## ◆ 消費者団体

学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育へ協力、教材の開発、出前講座やサポーター養成講座等を実施する。

見守りネットワークの中で、消費生活分野に関する連絡・調整 を行うなどの中心的な役割を担う。

## ◆ 福祉団体・福祉関係者のネットワーク

既存の見守りネットワーク等の中で、消費者行政担当部局や消費生活センターとの連携により消費生活に関する情報も共有し、ネットワーク参加者による消費者教育の効果的な推進の仕組みの構築。

## ◆ 事業者・事業者団体

見守り対象者である高齢者等宅を頻繁に訪問する機会のある 事業者が、見守りのネットワークに参加し、訪問の機会に見守 る。

消費者からの質問・情報提供や消費者と事業者との対話から 生まれた環境面や安全面での事業の改善等に関する情報を より積極的に消費者に伝達する。

従業員に対する教育、地域において、生きた事例を使った消費者教育を実践。

## ◆ 行政

消費者行政の中で消費者教育とその他の分野の間の連携、福祉、教育、環境、産業振興行政等との横の連携強化。 地方消費者行政推進交付金を最大限活用し、地域における連携・協働や、消費生活センターの機能の充実・強化、コーディネーターの育成・配置など、その他の地域のモデルとなる事業の実施。

都道府県と市町村との連携・協働を強化。

## 次期推進会議が検討すべきテーマ

- ① 家庭や地域における子どもの消費者教育
- ② 初等中等教育(小学校・中学校・高等学校)における消費者教育
- ③ 大学等における消費者教育
- ④ 社会教育との連携
- ⑤ 消費者の自主学習への取組支援
- ⑥ 消費生活に関連する教育(環境教育、食育、国際理解教育等)との連携
- ⑦ 事業者・事業者団体の消費者市民社会の形成への参画
- ⑧ 福祉団体・福祉関係者との連携

## 消費者市民社会における消費者の行動(例)

本別紙3「消費者市民社会における消費者の行動(例)」は、消費者市民社会における消費者の行動例を「消費者養育の体系イメージマップ」を基に示したものである。「イメージマップ」の重点領域の一つに掲げられた「消費者市民社会の構築」は、他の重点領域(商品等の安全、生活の管理と契約、情報とメディア)の基盤となる重要性を持つと同時に、他の領域における具体的行動を通じて消費者市民社会における消費者像がより具体的に浮かび上がることから、消費者一人一人が、「消費者市民社会の構築」に向けて、消費者教育の重点領域において、実生活でどのような行動を取るかをまとめている。

	消費者教育の重点領域	消費者の行動(例)
	商品安全の理解と危険を回避する能力 商品等やサービスの情報収集に努め、内在 する危険を予見し、安全性に関する表示等 を確認し、危険を回避できる力	<ul> <li>○商品のラベル・説明書をよく読んで、商品のリスクについても注意する。分からなければ、事業者に問い合わせ、商品の使用方法を守る。周囲の人が誤った商品の使い方をしていることを知った際には、注意を促す。</li> <li>○使用している商品については定期的に点検する。事故情報、回収情報等を入手した場合には、周囲の消費者(家族、友人、近所、職場など)に知らせたり、また、消費生活センターや消費者団体にも知らせたりする。</li> </ul>
	トラブル対応能力	○トラブルが発生した場合に備え、相談機関やその連絡先を調べておく。 ○商品やサービスについての気付きの事項や改善要望を事業者に連絡する。 ○安全性に疑問がある場合には事業者に質問し、万一、トラブルが発生した場合には、事実や証拠となるものを記録、保存し、トラブルに関する情報を当該企業に提供し、原因の確認を依頼するとともに、再発防止と改善要請を行う。また、当該トラブルに対する情報を消費生活センターや消費者団体にも知らせる。
生活の管理と契約		○契約書及び制度(クーリング・オフ等)の理解と契約書の保存に努め、必要に応じて制度の利用などを実行する。 ○納得のいかない、理解のできない請求・契約には対応せず、身近な人や消費生活センターに相談する。 ○悪質な事業者の手口に関する情報を入手した際には、周囲の消費者(家族、友人、近所、職場など)に広め、注意を促すとともに、消費生活センターや消費者団体にも知らせる。
	選択し、契約することへの理解と考える態 度	○契約の様々な形態(ロ頭契約、支払い方法(前払い、後払い、即時払い)、販売方法(無店舗、通信、訪問))及び制度(クーリング・オフ等)について理解する。 ○契約トラブルに関する事例を周囲の消費者(家族、友人、近所、職場など)に伝え、注意を促すとともに、消費生活センターや消費者団体にも知らせる。
	生活を設計・管理する能力	○身近な環境問題(節電、ごみの減量、ごみの分類、エコバッグの持参、包装の少ない商品の購入、修理、リサイクル等)に取り組む。 ○環境や社会に配慮された商品やサービスを選択する(地産地消を心掛ける、フェアトレード商品の購入、オーガニック商品の購入、倫理的(エシカル)な商品の購入、寄付付き商品・サービスの購入、環境保護や社会貢献活動に熱心な事業者の商品・サービスの購入)。 ○生活様式の見直しをする。収入水準に見合った支出に努める。 ○不公正な事業者との取引はしない。 ○エネルギーの節約など、日常の消費生活における省資源、省エネルギー等、環境に配慮した行動をとる。
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	<ul><li>○商品情報(パンフレット、広告等)、市町村や消費生活センターなどの発信する消費者情報、被害情報等を収集するように努め、またそれらをソーシャルメディアなどを活用して発信・共有する。</li><li>○消費が環境や社会経済に与える影響に関する情報に関心を持ち、情報の収集・検討・発信を主体的に行う。</li></ul>
	情報社会のルールや情報モラルの理解	○コンピューター、スマートフォンなど情報機器の活用方法・利便性について理解するとともに、その問題点についても理解する。 ○情報の発信及び受信のルールやマナーを理解、実践し、周囲の消費者(家族、友人、近所、職場など)に対しても適切な使い方を教える。不適切な利用があった場合には、改善を促す。 ○著作権法や個人情報保護法等の法令を理解し、周囲の消費者(家族、友人、近所、職場など)の個人情報の不適切な利用に対しては、注意喚起・改善を促すとともに、事業者に対して問い合わせ、消費生活センターや消費者団体、行政機関へ連絡する。 ○ソーシャルメディアのトラブル事例などを周囲の消費者(家族、友人、近所、職場など)に紹介し、注意を促す。
	消費生活情報に対する批判的思考	○疑問に思ったら情報を調べる。調べて学んだことを自らの生活に活かすとともに、周囲の消費者に伝える。 ○生活に必要な物品の選定に際し、コマーシャル等には踊らされないようにする。 ○消費生活に関する講座、研修会、講演会、イベント、交流会などに参加する。 ○社会貢献やボランティア活動(消費生活サポーターへの登録、高齢者の見守り活動など)に参加する。 ○消費生活に関するモニター調査やシンポジウムに参加したり、パブリックコメントを提出したりする。 ○身の回りの消費者の相談、ニーズ、トラブルなどの情報を消費生活センター、消費者団体に連絡するとともに、消費生活センターの持つ情報を周囲の消費者(家族・友人・近所・職場など)に広める。

## 消費者教育の担い手向けナビゲーション

- 〇 「消費者教育の推進に関する法律」(平成 24 年 12 月施行)では、消費者教育として、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び 関心を深めるための教育」が盛り込まれている。
- 〇 この「消費者教育の担い手向けナビゲーション」は、消費者教育の担い手である教育関係者、消費生活相談員、消費者団体、事業者・事業者団体、消費者等が、消費者市 民社会に関連した上述の消費者教育を実施していく際の手掛かりとなることを目指し、「地方公共団体における消費者教育の事例集」(平成25年6月消費者庁)、本小委員 会委員による事例紹介等に基づきつつ作成したものである。
- 〇 ナビゲーションのシステムとしては、自分の立場(あなたは?)、相手の立場(誰に?)を選択すると、それが「消費者教育の体系イメージマップ」(以下「イメージマップ」という。\*1)のどこに当たるかが分かり、そして参考となる消費者教育事例にたどり着くというものである。
  - ■消費者教育事例は、「消費者市民社会の形成に参画」という観点でピックアップしたものである。テーマ名とともに、その特長・ポイントを示しており、別紙 4-2の「消費者市民育成プログラム(実践事例集)」のプログラム番号を付している。
  - ■実践を重視するという消費者教育の特徴を踏まえれば、様々な主体との連携が有意義であり、協力が考えられる主体について明記した。
  - ■保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等向けシートについては、学習指導要領等の記述を例示している。保育士及び教諭は、消費者教育の充実を図るため、各教科等の指導計画の作成に当たり、本ナビゲーションを基にイメージマップの記述を参照することが考えられる。なお、総合的な学習の時間など例示されていない教科等において、当該教科等の特性を踏まえつつ、消費生活を題材とした学習活動に取り組むことも考えられる。
  - ■消費者教育の推進には、消費者教育の担い手の育成が重要であることから、消費生活相談員等による担い手の育成のためのナビゲーションも示した。

平成 27 年度には、地方消費者行政推進交付金における国と地方の連携による先駆的プログラム(\*2)を利用してモデル事業を実施するなどにより、充実を図っていただきたい。

- \*1 消費者教育の体系イメージマップとは、消費者教育の内容について、多様な担い手が共通認識を作る材料となることを目指し、どのような時期に、どのような内容を身に付けていくことが求められるのかを一覧できることを目指したもの(平成 25 年 1 月公表)
- \*2 地方消費者行政推進交付金における国と地方の連携による先駆的プログラムとは、国全体の消費者行政を前に進めていくため、消費者を取り巻く様々な課題についての先駆的なテーマを国から提案し、地方自治体と問題意識を共有して「現場」での実証・実験を行い、その成果の全国的な波及・展開につなげていくもの。
- \*3 図中の実線は教科とその学習指導要領の内容を結んだもの、点線は、関連する項目であることを示したもの。

## あなたは?⇒保育士

### 誰に?

### <「保育所保育指針」における記述>

0歳~3歳

## <おおむね4歳>

仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で、決まりの 大切さに気付き、守ろうと するようになる。

## <おおむね5歳>

自分なりに考えて判断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身に付けていく。

### くおおむね6歳>

様々な知識や経験を生かし、 創意工夫を重ね、遊びを発展 させる。思考力や認識力も高 まり、自然事象や社会事象、 文字などへの興味や関心も深 まっていく。

### <保育の内容外活動>

保護者と連携して

## 保育所保育指針 (抜粋)

## 「健康」

⑦保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。

### 「人間関係」

⑧友達と一緒に活動する中で、 共通の目的を見いだし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。

⑪友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付き、守ろうとする。

①共同の遊具や用具を大切に し、みんなで使う。

⑬高齢者を始め地域の人々など 自分の生活に関係の深いいろい ろな人に親しみを持つ。

### 「環境」

⑧身近なものを大切にする。
⑩近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。

## イメージマップとの 関係

## <幼児期>

おつかいや買い物に 関心を持とう

身の回りのものを 大切にしよう

協力することの 大切さを知ろう

## <幼児期(再掲)>

おつかいや買い物に 関心を持とう

身の回りのものを 大切にしよう

協力することの 大切さを知ろう

## 消費者教育事例

テーマ・概要

特長・ポイント

連携する主体

## 【東京都中央区】

### 1. 焼きそばパーティー をしよう

- ・野菜を育て収穫する喜びを 味わう。 ・近くのデパートでお金を払
- ・近くのデパートでお金を払い、焼きそばの材料を購入する。
- ・お世話になっている小学校 の先生を招待する。

園庭で育て、収穫した 野菜(ピーマンやニン ジン、キュウリ)など を使い、焼きそばやサ ラダを作り、収穫の喜 びを味わう。

## あなたは?⇒幼稚園教諭

誰に?

## 幼稚園教育要領 (抜粋)

イメージマップとの 関係

<幼児期>

おつかいや買い物に 関心を持とう

身の回りのものを

大切にしよう

協力することの

大切さを知ろう

. . .

## テーマ・概要

特長・ポイント

消費者教育事例

連携する主体

幼 児

(満3~5才)

「人間関係」

- (8) 友達と楽しく活動する中で、 共通の目的を見いだし、工夫し たり、協力したりなどする。 (11) 友達と楽しく生活する中で きまりの大切さに気付き、守ろ
- (12) 共同の遊具や用具を大切に し、みんなで使う。

うとする。

## 「環境」

- (6) 身近な物を大切にする。
- (10)生活に関係の深い情報や施設 などに興味や関心をもつ。

<幼児期(再掲)>

おつかいや買い物に 関心を持とう

身の回りのものを 大切にしよう

協力することの 大切さを知ろう

保護者と連携して

※上記の内容は、個別に行うものでは なく、幼児が環境にかかわって展開す る具体的な活動を通して総合的に指 導されるものであることに留意する こと。

【東京都中央区】

## 1. 焼きそばパーティー

- をしよう ・野菜を育て収穫する喜びを
- 近くのデパートでお金を払 い、焼きそばの材料を購入
- お世話になっている小学校 の先生を招待する。

園庭で育て、収穫した 野菜(ピーマンやニン ジン、キュウリ) など を使い、焼きそばやサ ラダを作り、収穫の喜 びを味わう。

## あなたは?⇒小学校教諭(1、2年生担任)

どこで?

学習指導要領 (抜粋)

イメージマップと の関係

<小学生期>

消費をめぐる物と金 銭の流れを考えよう

自分の生活と身近 な環境とのかかわ りに気づき、物の使 い方などを工夫し よう

身近な消費者問題に 目を向けよう

<小学生期(再掲)>

消費をめぐる物と金銭 の流れを考えよう

自分の生活と身近な 環境とのかかわりに 気づき、物の使い方 などを工夫しよう

身近な消費者問題に目 を向けよう テーマ・概要

特長・ポイント

消費者教育事例

連携する主体

道徳

1、2年/道徳1(1)健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

1、2 年/道徳 4 (1) 約束やきまりを守り、みんなが使 う物を大切にする。 【埼玉県川口市】

### 5. エコチケット (環 境通貨) を使った循環 型エコ活動

生徒がエコ活動を行うと、 校内のエコマーケットで利 用できるエコチケットがも らえる取組。 エコチケットを利用したエ コマーケットの活動を通じ て、児童たちがまために行 動し、問題解決することを 通じて、消費者・事業者そ れぞれが環境保護において 果たすべき役割を理解す る。

\_

保護者と連携して

課外活動 (土曜教室等)

## あなたは?⇒小学校教諭(3、4年生担任)

## イメージマップと 学習指導要領 (抜粋) どこで? (教科) の関係 <小学生期> 3、4 学年/社会(2)地域の人々の生産や販売について (中略) それらの仕事に携わっている人々の工夫を 考えるようにする。 社会科 3、4 学年/社会(3) 地域の人々の生活にとって必要な 消費をめぐる物と金 飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について 銭の流れを考えよう ~ (中略) 生活環境の維持と向上に役立っているこ とを考えるようにする。 . 自分の生活と身近な 道徳 1 [1] 自分でできることは自分でやり、よく考 環境とのかかわりに えて行動し、節度のある生活をする。 道徳 道徳4 {1} 約束や社会のきまりを守り、公徳心をも 気づき、物の使い方 つ。 などを工夫しよう 身近な消費者問題に 目を向けよう <小学生期(再掲)> 消費をめぐる物と金銭 の流れを考えよう 保護者と協力して 自分の生活と身近な 環境とのかかわりに 課外活動 気づき、物の使い方な (土曜教室等) どを工夫しよう

## 消費者教育事例

### テーマ・概要

## 特長・ポイント

## 連携する主体

## [埼玉県川口市] 5. エコチケット(環境通貨)を使った循環型エコ活動

生徒がエコ活動を行うと、 校内のエコマーケットで利 用できるエコチケットがも らえる取組。 エコチケットを利用したエコマーケットの活動を通じて、児童たちが主体的に行動し、問題解決することを通じて、消費者・事業者それぞれが環境保護において果たれが環境保護においてますべき役割を理解する。

\_

### 【千葉市】 3. ゴミとすみよいく

- ・焼却ごみを 1/3 に削減 する方法をグループで考 え、紹介しあう。

ス、紹介しめう。
・ごみ減量の方法を考えノートに書き、グループごとに紹介し、意見交換および学習のまとめを行う。

身近な消費者問題に目

を向けよう

自治体の課題に関して 小学生まで関心を持た せようとした取組。

\_

### 2. 「文字だけで考えや 気持ちを伝えよう」

指定された課題について、 会話をせず、付箋に書いて 時系列で貼っていき、文字 のやり取りだけで自分の考 えや気持ちを伝えたり、相 手が何を伝えたいのか感じ 取る活動。 文字だけで自分の考え や気持ちを伝える難し さ、電子掲示板に書き 込んだことをみんなで 共有できる便利さ、見 ている人がたくさんい ることを知る。

\_

## どこで? (教科)

社会科

## 学習指導要領 (抜粋)

## 5 学年/社会

(2) 我が国の農業や水産業について、(中略) それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかかわりをもって営まれていることを考えるようにする。

### 5 学年/社会

(3) 我が国の工業生産について、(中略) それらは国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする。

### 5 学年/社会

(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、(中略)情報化の進展は国民の生活に大きな影響を 及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

### 家庭科

(1)ア物や金銭の大切さに気付き、計画的な使え方を考えること。イ身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。

### 家庭 D

(2)ア自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること。

道徳

道徳 1(1)生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直 し、節度を守り節制に心掛ける。

## 保護者と連携して

課外活動 (土曜教室等)

## イメージマップと の関係

### <小学生期>

消費をめぐる物と金 銭の流れを考えよう

自分の生活と身近な 環境とのかかわりに 気づき、物の使い方 などを工夫しよう

身近な消費者問題 に目を向けよう

## <小学生(再掲)>

消費をめぐる物と金 銭の流れを考えよう

自分の生活と身近な 環境とのかかわりに 気づき、物の使い方な どを工夫しよう

身近な消費者問題に 目を向けよう

## 消費者教育事例

### テーマ・概要

## 特長・ポイント

## 連携する主体

### 【千葉市】

### 4. じょうずに使おう 物やお金~買い物の仕方 を考えよう~

買い物のポイントを事前に 考え、賞味期限、量、包 装、価格などからどの商品 を買うかを考える。 以下を学ぶ

- ・買い物をするときは、 事前に計画を立てるこ とが大事。
- ・使う目的を考えて物を 買う。

【埼玉県】

### 5. エコチケット (環境通貨)を使った 循環型エコ活動

生徒がエコ活動を行うと、校内のエコマーケットで利用できるエコチケットがもらえる取組。

エコチケットを利用したエコマーケットの活動を通知して、児童たちが主体的に可動し、問題解決することを通じて、消費者・事業者それぞれが環境保護において果たすべき役割を理解する。

### 【北海道士別市】 学校消費者教育 モデル事業

でアルチス 『消費者教育模擬授業』実施および「士別市消費者教育支援プログ - ラム」の提供 市オリジナル副読本 「くらしのノート」を 作成し、小学生保護者 全員に配布して授業に 活用 教育担当者(教職 員・PTA・教育委 員会)、消費生活相 談員 どこで? (教科等)

## 学習指導要領 (抜粋)

社会科: 公民的分野

技術・家庭科: 家庭分野

技術・家庭科: 技術分野

道徳

保護者と連携して

(1) 私たちと現代社会

- イ 現代社会をとらえる見方や考え方
- (2)私たちと経済
- ア 市場の動きと経済
- イ 国民の生活と政府の役割

D身近な消費生活と環境

- (1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。
- ア 自分や家族の消費生活について関心をもち、消費者の基本的 な権利と責任について理解すること。
- イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービス の適切な選択、購入及び活用ができること。
- (2) 家庭生活と環境について、次の事項を指導する。
- ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環 **境に配慮した消費生活**について工夫し、実践できること。

D情報に関する技術

- (1)情報ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指 導する。
- イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の什組 みを知ること。
- ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラル について 考えること。
- エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えるこ

4主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- (1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権 利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高める ようにする。
- (2)公徳心及び社会連帯の自覚を深め、よりよい社会の実現に努
- (4) 自己が属する様々な集団の意義について理解を深め、役割と 責任を自覚し集団生活の向上に努める。

課外活動 (土曜教室等) イメージマップ との関係

### <中学生期>

消費者の行動が環境 や経済に与える影響 を考えよう

消費生活が環境に与 える影響を考え、環 境に配慮した生活を 実践しよう

身近な消費者問題 及び社会課題の解 決や、公正な社会 の形成について考 えよう

### <中学生期(再掲)>

消費者の行動が環境や経済 に与える影響を考えよう

消費生活が環境に与える影 響を考え、環境に配慮した 生活を実践しよう

身近な消費者問題及び社会 課題の解決や、公正な社会 の形成について考えよう

### 消費者教育事例

テーマ・概要

特長・ポイント

協力が考えられる 主体体

【消費者数育フェスタ in 千葉】

### 6. 商品の選択と購入

お年玉で買いたい商品につ いて、広告、商品の違い、 アフターサービスなどを検 計する。

- ・関心を高めるため、事前の 調査から生徒の買いたい商品 を調べておく。
- ・広告を活用し、どんなこと に気を付けるか気付かせる。

【全日本中学校技術: 家庭科研究大会】

### 8. 商品選択に 関する意思決定

失敗した買い物例とその理 由を話し合ったうえで、2 回目の買い物を体験させ

- ・後悔や失敗の少ない買い物の 什方を学ぶことに気付かせる。
- 1つの品目を取り上げて、生 徒の考えたことを意思決定の流 れに位置付けて、流れがあるこ とに気付かせる。
- ・生徒の選んだ経緯が意思決定 の流れのどこに位置するか確認
- ・ 意思決定に沿った買い物をす ることで、適切な買い物ができ ることに気付かせる。

【全日本中学校技術· 家庭科研究大会】

### 9. 消費者の権利と責任を 考えた消費者の在り方

消費者の声で改良された商 品を見て行動することの大 切さを確認し、課題をつか んだ後、個人の視点で一番 良い商品を選び、次に社会 の視点で商品のメリット、 デメリットを判断する。

- ・消費者が責任を果たすことで 社会や環境を変えていく力にな ることを知らせる。
- ・商品を買うときに、個人の視 点だけでなく、社会や環境を意 識しいくことは消費者の責任で あり、それが良い社会につなが ることを伝える。
- ・消費者の責任との関係で、こ れからどのような消費を心掛け たいか、自分の消費の在り方を 発表させる。

### 【神奈川県相模原市】 7. 「ネットいじめ」 「不適切な書き込み」

ネットトラブル等に関する ビデオ教材等を見た後に、 生徒に考えさせる質問票を 渡し、回答させる。

- ・SNS や電子掲示板の特性を 抑える。
- ・思考力・判断力・表現力 等が育つよう、思考活動に 必要な知識を持たせる。
- 最適解を考えさせる。

【サステナビリティ消費者

### 10. 「コンプレインレター」 活用のススメ

消費者の不満や希望を事業者に 的確に伝えるものとして、必要 な情報や方法を提供(コンプレ インレターのサンプルとフォー 消費者が自ら問題解決を行 うためのツールを提供。

事業者、研究者

どこで? (教科等)

公民

家庭

## 学習指導要領 (抜粋)

イメージマップ との関係

テーマ・概要

「御茶ノ水女子大学附属高等学校】

を考える。

特長・ポイント

消費者教育事例

連携する 主体

現代社会(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

### エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財 政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の 関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさ せるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。 現代社会(3) 共に生きる社会を目指して

持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現 代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き 方について考察を深めさせる。

政治・経済(2)現代の経済

### ア現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限 界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役 割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、 経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

### イ 国民経済と国際経済

貿易の意義、為替相場や国際収支の仕組み、国際協調の必要性や国際経済機関の役 割について理解させ、グローバル化が進む国際経済の特質について把握させ、国際 経済における日本の役割について考察させる。

家庭基礎(2)生活の自立及び消費と環境

### エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に 基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理 や計画について考えることができるようにする。

家庭総合(3) 生活における経済の計画と消費

### ア 生活における経済の計画

生活と社会とのかかわりについて理解させ、生涯を見通した生活における経済の管 理や計画の重要性について認識させる。

計画の重要性について認識させる。

### イ 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させ、消費者として主 体的に判断できるようにする。

### ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、 消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。

生活デザイン(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立

### ア 消費生活と生涯を見通した経済の計画

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に 基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理 や計画について考えることができるようにする。

第1 社会と情報

(3)情報社会の課題とモラル

ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題

情報化が社会に及ぼす影響を理解させると共に、望ましい情報社会のありかたと情報技 術を適切に活用することの必要性を理解させる。

保護者と連携して

情報

<高等生期>

生産・流通・消 費・廃棄が環境、 経済や社会に与え る影響を考えよう

持続可能な社会を 目指して、ライフ スタイルを考えよ

身近な消費者問題 及び社会課題の解 決や、公正な社会 の形成に協働して 取り組むことの重 要性を理解しよう

### <高等生期(再掲)>

生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済や社会に与える 影響を考えよう

持続可能な社会を目指し て、ライフスタイルを考え よう

身近な消費者問題及び社会 課題の解決や、公正な社会 の形成に協働して取り組む ことの重要性を理解しよう

11. 背景への眼差しを育て る消費者教育「エシカル・フ 消費行動が世界経済 アッション」を事例として に与える影響を考えさ ・生徒が作成したファッショ ンカタログから宝際に購入し

たい服を選び、値段、人件費 等を考える。 ・エシカルファッションのロ ゴマークについて、その概念

【埼玉県立大宮光陵高等学校】

12. 消費が持つ影響力を

理解し、実際に行動を起こ

そう「チョコレートから見

・高校生にとって身近な食

えるもの」 チョコレートの原材料と生産・ 消費について学んだのち、児童 労働の実態を DVD で実感、フェ アトレードについて理解する (クイズや試食など)

品であるチョコレートを切 り口に学習を展開する流 ・児童労働の実態を DVD で

自分が取れるエシカ

ルな行動について考

実感、フェアトレード商品 について理解する。 ・児童労働の現実を考え

自分たちでできることを 考え、実際に行動に移す。

【NPO法人消費者センター沖縄】 14. テキスト「社会をつなぐ **あなたの道帯」の作成** 

テキストの作成お上げそれを使った数。 師説明会。都道府県内全高校生に配布 し、教師と相談員で授業を実施。

社会を形成する消費者市民とし て どうすれげよりよい社会が 形成されるのかを考えるための

消費生活センター

【福井大学、福井県立高校】 13. 市民性を育む教育 と学力「高齢社会と私」

①高齢者の生活と文化を理解 する。

②高齢社会と福祉についての 課題に気付く学習。 ③私たちの町の事例研究とし

て個人グループによる調査 研究と提案発表。 (調査先は介護福祉センターやデ イケアセンター・市役所の福祉課

身近な生活の課題と地 域や社会の問題とのつ ながりを実感し、社会 的解決への視野を広げ る学習

NPO, 在宅介護 センター、福 祉センター、 デイケアセン ター、地方公 共団体

「埼玉県1

### 15. 不当表示広告調査

不当表示の事例についてのガイダ ンス後、週刊誌、新聞紙上掲載広 示」にあたる広告を地方公共団体 に報告、自治体は事業者等へ指導

自治体の企画の調査を 大学生や高校生が実施。 参画意識が高まる。

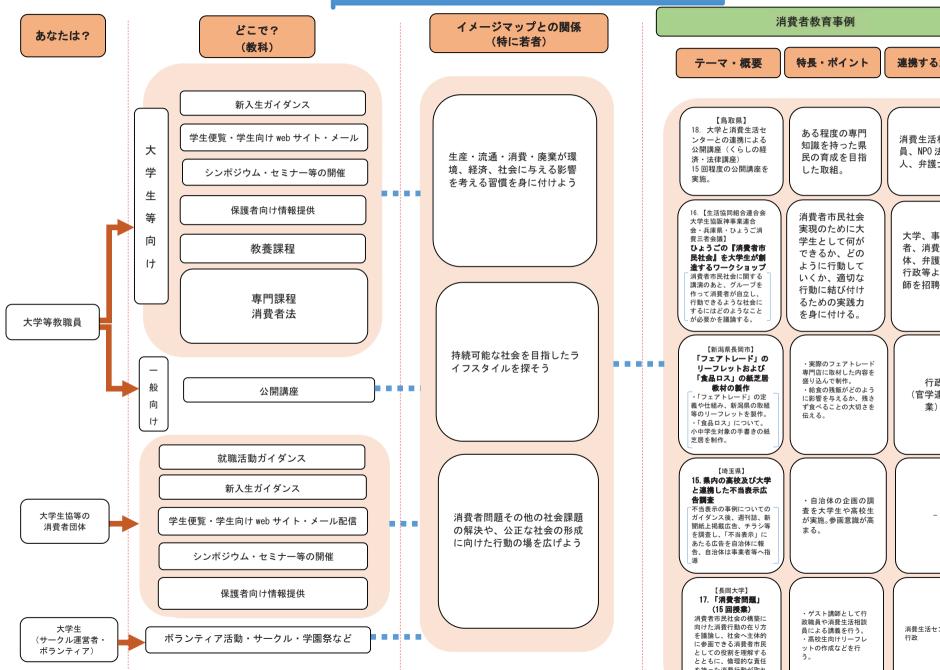
### 10. 「コンプレインレター」 活用のススメ

消費者の不満や希望を事業 者に的確に伝えるものとし て、必要な情報や方法を提 供(コンプレインレターの サンプルとフォーム)

消費者が自ら問題解決 を行うためのツールを 提供。

事業者、研究

## あなたは?⇒大学・専門学校関係者(大学教職員、大学生協、大学生)



連携する主体

消費生活相談 員、NPO法 人、弁護士

大学、事業 者、消費者団 体、弁護士、 行政等より講 師を招聘

> 行政 (官学連携事

を持った消費行動が取れ る資質を養う。

消費生活センター、

## どこで?

保育園 • 幼稚園

小学校等

中学校等

## 学

## 校

## 高等学校等 大学 • 専門学校等

## 消費生活センター

公民館

高齢者のサークル

消費生活展、

観光フェスタ

## 地

域

地域住民の集まる行事 (体育大会・盆踊り)

## 域

新

た

な

担

い

手

セミナー・講演会

新入社員研修

## 教育関係者

## 見守り役

(福祉関係者、商店街、コンビ

二、スーパー・宅配業者)

ボランテイア (大学生、成人、高齢者)

### イメージマップとの関係

### (小学生期)

- 消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう
- 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを
- 身近な消費者問題に目を向けよう

### (中学牛期)

- 消費者の行動が環境に与える影響を考えよう
- 消費者生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実
- 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成につ いて考えよう

### (高校生期)

- 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよ
- 持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう
- 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働 して取り組むことの重要性を理解しよう

### (成人期<特に若者>)

- 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える 習慣を身に付けよう
- 持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう
- 消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた 行動の場を広げよう

### (成人期<成人一般>)

- 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮し
- 持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう
- 地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正 な社会をつくろう

### (成人期く特に高齢者>)

- ◆ 消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大 切さを伝え合おう
- 持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
- 支えあいながら協働して消費者問題その他の社会的課題を解決し、 公正な社会を作ろう

## 消費者教育事例

### テーマ・概要

### 特長・ポイント

### 連携する主体

【NPO法人消費者センター沖

14 テキスト 「社会をつか ぐあなたの消費」の作成

社会をつくる消費者市 民、自立した消費者の 育成。

行政・大学教授・消費 生活相談員・高校教 員・事業者 (新聞社)

### 【倉敷消費生活学級 連絡協議会】

### 20. 消費生活学級演藝協議 会による啓発活動】

学習・研修会、手作り石鹸な どの実習、マイバックや地産 地消などの普及啓発活動等 を企画し 積極的に自主活動 に取り組む

昭和49年に小学校区 を単位に設置された消 書生活学校で組織。

【(公社) 日本消費生活アド バイザー・コンサルタント・ 相談員協会]

19. わたしたちの暮らしはす ペて世界につながっている~ 商品の一生を知ろう~

-----

① 倫理・社会・経済・環境面を 考慮して商品選択を行なう消費者 市民としての能力と、消費者とし て適切な音用油空に基づいて行動 できる力を身に付ける ② 商品を提供する企業が持続可 能な消費に関わる情報提供が必要 であることを伝える。

【消費者教育 NPO 法人お金の 学校 ( すま. レ 】

21. 生活困窮者支援のための ライフスキルアップ研修会

生活者(生活困窮者)の 視点に立った相談体制の 構築と問題解決に向けた 支援の在り方を考える。

専門知識や技術を共有しなが

ら、軽度の知的障害がある本

人や家族、支援者を対象にし

たお金に関する講座を実施す

障害者福祉関係

【多重債務者問題からみた 社会福祉のあり方研究会 (おたふくけん)] 23. 軽度の知的障害者のた めの金銭管理支援プログラ ムの実践

【NPO 法人消費生活相

22. 障がい者の暮らしを守

るためのネットワーク構築

談員の会さが】

専門知識や技術を共有しなが ら、軽度の知的障害がある本 人や家族、支援者を対象にし たお金に関する講座を実施す

障害者就業 • 生活支援センタ

## 10. 「コンプレインレタ 一」活用のススメ

消費者の不満や希望を事 業者に的確に伝えるもの として、必要な情報や方 法を提供(コンプレイン レターのサンプルとフォ **一**ム)。

消費者が自ら問題解決 を行うためのツールを 提供。

事業者、研究者

### 10

どこで?

保育園·幼稚園

小学校等

中学校等

高等学校等

大学・専門学校等

学

校

消費生活センター

公民館

地

高齢者のサークル

域

消費生活展、 観光フェスタ

地域住民の集まる行事(体育大会・盆踊り)

職域

新入社員研修

セミナー・講演会

### イメージマップとの関係

### (小学生期)

- ◆ 消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう
- ◆ 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを 工夫しよう
- ◆ 身近な消費者問題に目を向けよう

### (中学生期)

- ◆ 消費者の行動が環境に与える影響を考えよう
- ◆ 消費者生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実 践しよう
- ◆ 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう

### (高校生期)

- ◆ 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよっ
- ◆ 持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう
- ◆ 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に恊働 して取り組むことの重要性を理解しよう

### (成人期<特に若者>)

- ◆ 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える 習慣を身に付けよう
- ◆ 持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう
- ◆ 消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた 行動の場を広げよう

### (成人期<成人一般>)

- ◆ 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう
- ◆ 持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう
- ◆ 地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正 な社会をつくろう

### (成人期<特に高齢者>)

- ◆ 消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
- ◆ 持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
- ◆ 支えあいながら協働して消費者問題その他の社会的課題を解決し、 公正な社会を作ろう

## 消費者教育事例

テーマ・概要

特長・ポイント

連携する主体

[NPO法人消費者センター沖縄] 14. テキスト「社会をつな ぐあなたの消費」の作成

社会をつくる消費者市 民、自立した消費者の 育成 行政・大学教授・消費 生活相談員・高校教 員・事業者(新聞社)

【品川区】

### 25. 企業の社会貢献活動 (CSR) と連携した 「消費者教室」

(例)製造業によるエスカレーター・エレベーターの乗り方教室情報・通信業による情報モラル出前授業・卸売業による環境教育出前授業

・自治体内にある企業と 自治体で協議会を設置 ・企業規模・業種・企業 理念・社会貢献活動。 (CSR) 方針に基づいた消 費者教育を行えるように 情報・意見交換。・企業が出前請座を開 催、出前護座階層に当た

っては、自治体内担当部

署が連絡・調整を行う。

・自治体内企業 ・自治体内の担当 部署(企業担当総 務課、教育委員 会、保育課など)

## あなたは?⇒保護者

# どこで? 家庭 PTA活動

域

## イメージマップとの関係

### (小学生期)

- ◆ 消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう
- ◆ 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを 工夫しよう
- ◆ 身近な消費者問題に目を向けよう

### (中学生期)

- ◆ 消費者の行動が環境に与える影響を考えよう
- ◆ 消費者生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実 践しよう
- ◆ 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう

### (高校生期)

- ◆ 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう
- ◆ 持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう
- ◆ 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働 して取り組むことの重要性を理解しよう

### (成人期<特に若者>)

- ◆ 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える 習慣を身に付けよう
- ◆ 持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう
- ◆ 消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた 行動の場を広げよう

### (成人期<成人一般>)

- ◆ 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう
- ♦ 持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう
- ◆ 地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正 な社会をつくろう

### (成人期<特に高齢者>)

- ◆ 消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
- ◆ 持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
- ◆ 支えあいながら協働して消費者問題その他の社会的課題を解決し、 公正な社会を作ろう

## 消費者教育事例

テーマ・概要

特長・ポイント

連携する主体

## 【静岡県】

### 消費生活の視点から地球 環境を考える環境教育

子どもが家庭のエコリーダーとなり、光熱水量やごみ 排量の把握を継続的に行い 地域内での見える化によ り、これらの削減を習慣化 する

家族で環境問題に取り組む仕組み。

\_

## 消費生活センターの消費者教育の拠点化に向けて

## 消費者教育の拠点としての 消費生活センターに期待される6つの機能

- 1. 消費者教育への関心の輪を広げる
- 2. 消費者教育を自ら企画・実施する
- 3. 消費者教育の実施を働き掛ける
- 4. 消費者教育の関係者をつなぐ
- 5. 消費者教育の担い手を育てる
- 6. 自主学習・交流・情報発信の場を提供する

都道府県、市区町村(人口規模別)で実施されている事例\*を6つの機能に分類

\* 本資料で取り上げた事例については、消費者教育推進会議、地域連携推進小委員会でのヒアリングによる紹介事例、地方公共団体への協力依頼による回答及び「地方公共団体における消費者教育の事例集」(平成25年6月。消費者庁)から消費者庁が抜粋したもの(事例中の地方公共団体名に※を付した事例)。

## 1. 消費者教育への関心の輪を広げる(1)

## 都道府県

## 京都府

【イベント】

- ○消費者教育フォーラムの開催 【公募】
- ○「消費者市民」についてのキャッチコピーを 募集し消費者市民社会の構築の気運作り

## 政令指定都市

## <u>愛知県名古屋市</u>

【イベント】

○消費生活フェアの開催(「みんなでつくろう 消費者市民社会」)

## 【体験】

〇中学生を対象とした職場体験

## ※北海道札幌市

## 【体験テスト】

- ○簡易テストを取り入れた「体験テスト講座」 を、消費者センターにおいて実施
- ・一般市民に広く案内して開催する募集型 と受講団体からの依頼に応じて開催する 依頼型の2形態での講座開設
- 一般社団法人札幌消費者協会の啓発指 導員に講師を依頼して開催

## 京都府京都市

- ○「コンシューマーフェスティバル」の開催
- ・消費者教育推進の機運を高めるとともに、市民の消費者力の向上を図るため、消費生活に係る情報の発信、行政、消費者団体等の取組の紹介、年齢階層に応じた消費生活に関する学習機会を提供するための参加型イベントを開催(ステージ企画、ブース展示、パネル展示)

## 市区町村(5万人以上)

- ※福島県郡山市(人口 33.8万人) 【外部講師と連携した出前講座】
- ○教育委員会の事業で登録している教員の中から講師を選定。同教員は消費生活センターに関する周知を行うなど、関心のない市民への働き掛けを実施

## ※岡山県倉敷市(人口 47.5万人) 【イベント】

- ○『くらしと消費生活展』を開催
- ・啓発グッズや、パネル、手作り作品等の 展示を始め、リサイクル手作り体験コー ナーを設けたり、手作り商品を販売
- ○「消費生活学級連絡協議会」を設置
- ・消費知識習得のための学習・研修会、 せっけんの手作りなどの実習、マイバッグ や 地産地消などの普及啓発活動等を企 画し、積極的に自主活動に取り組むとと もに地域で開催されるイベントへの参加 や婦人会・環境団体と連携し活動するな ど、地域に密着した地道な活動を展開

## 市区町村(5万人未満)

埼玉県三芳町(人口 3.8万人) 【身の回りの品】

- 〇消費生活啓発用グッズの作成・配布 ・一般・高齢者、小・中学生、幼児・保護者 対象
- ※北海道留萌市(人口 2.4万人)
- 【大型店舗内への啓発コーナーの設置】
- ○市民への啓発に加え、新たに採用した消費生活相談員の能力向上を目的に、期間限定で設置
- ○消費生活相談員自らが店内を巡回して声 掛けを行い、相談ニーズを掘り起こし

## 1. 消費者教育への関心の輪を広げる(2)

都道府県	政令指定都市	市区町村(5万人以上)	市区町村(5万人未満)
		山形県米沢市(人口 8.9万人) 【消費者教育推進計画策定に向けたワークショップ】 ○担い手間の連携強化及び課題の洗い出し  ※山口県山口市(人口 19.6万人) 【大学との連携】 ○大学生と連携した地域での祭りを通じた啓発活動・祭りの会場で山口大学の演劇サークルと協働して啓発事業を開始。会場に消費生活センターの啓発コーナーを設け、センター職員と大学生が消費者被害に遭わないための啓発や消費生活センターの周知を目的とした啓発用パンフレットやグッズの配布	

## 2. 消費者教育を自ら企画・実施する(1)

## 都道府県

### 京都府

## 【地域での取組】

- ○特殊詐欺等被害撲滅キャンペーン (市民センターでの啓発、落語イベント等)
- 〇市町村主催の消費者教育イベントでの啓 発資料配布

## ※島根県

- OSNSによる啓発活動
- ・ツイッターに県消費者センターマスコットキャラクター「だまされないゾウくん」の公式アカウントを開設し、悪質商法被害や製品事故などの最新情報を速報するととともに、消費者問題に関するミニエッセイを交え、読者自身に感じ考えさせる教育効果を発揮

## **※沖縄県**

### 【消費者教育教材の作成】

〇消費者センター沖縄が編集・執筆、国立大学 法人琉球大学教育学部教授の監修による 高校生用副教材『社会をつなぐあなたの消 費』を作成

### ※青森県

## 【白主学習】

〇消費者が、多様化する消費生活に主体的、 合理的に対応し、行動するために必要な知 識を継続的に学習することを目的として「消 費生活大学講座」を開催

## 政令指定都市

## 愛知県名古屋市

- 【くらしの情報プラザ(消費生活センター)】
- Oくらしのゼミナール
- ・小学生と保護者、中高生、学生、教員、 高齢者とその家族・支援者、障害者とそ の家族・支援者など、受講者に応じた消 費者向け講座をオーダーメイドで実施
- 〇教員向け教材の貸出
- ○消費者問題教員セミナー

### 【啓発講座等】

〇消費生活講座、消費者実習講座、消費 者問題教育セミナー

### ※宮城県仙台市

## 【消費者教育教材の配布】

- 〇消費者教育に関心のある市民、学生、教職 員による教材制作プロジェクトチームを発足
- ・ボードゲーム、リーフレット、DVD、副読本を 作成し、市内全ての小・中学校と特別支援 学校及び児童館等に配布したほか、消費 生活センターで貸出

### ※静岡県静岡市

### 【消費者教育副教材の作成】

- 〇大学教授、司法書士、市立中学校の家庭科 教職員、消費生活センター相談員の6名の 委員から成る「静岡市消費者教育副教材作 成委員会」の立上げ
- ・中学校の家庭科の授業で消費者教育のために使用する副教材を作成

## 市区町村(5万人以上)

## ※神奈川県大和市(人口22.8万人)

- 〇「どこでも講座 | 実施
- ・市の生涯学習センターが調整役となり、メニュー方式(消費生活のみならず地域安全、認知症サポーター講座など)での市職員による講座を実施

## ※沖縄県那覇市(人口 31.5万人)

○「目指せ!かしこい母ちゃん講座」開催 ・妊婦、乳幼児の親向けに託児サービスを 付加した金銭教育に関する講座を実施

## ※福島県郡山市(人口 33.8万人)

〇消費生活センター職員や外部講師による出 前講座での啓発(移動消費生活センター)

## <u>※東京都八王子市</u>(人口 58.0万人) 【地域での取組】

- ○障がい者に対応した啓発資料
- ・広報担当者と障害者福祉課が連携。地方 消費者行政活性化基金を活用して、点字 の啓発冊子や啓発冊子を音声化した啓発 CDを作成し配布

## 市区町村(5万人未満)

<u>埼玉県三芳町</u>(人口 3.8万人)

- 【消費生活啓発用チラシ・冊子の配布】
- 〇「くらしの豆知識」
- 〇一般、小学生、中学生対象リーフレット・チ ラシ

## <u>埼玉県三芳町</u>(人口 3.8万人) 【啓発講座】

〇高齢者対象「落語で学ぶ消費生活講座」 (公民館で実施)、小学生対象「消費生活講 座」(町内小学校で実施)

## <u>※北海道士別市</u>(人口 2.1万人) 【消費者被害防止講座】

〇士別消費者協会と消費生活相談員によって構成された「劇団さくら」が要望団体を訪問し市内で起きた悪質商法の手口等を寸劇にして講座を実施

## 2. 消費者教育を自ら企画・実施する(2)

## 都道府県

## ※愛媛県

【地域での取組】

- 〇啓発教材を活用した注意喚起
- ・消費生活相談窓ロイメージキャラクター「PiPi」(こまどり)と「消費生活かるた」を軸とした啓発活動を展開

## ※大分県

## 【啓発教材】

- 〇若い世代のネットトラブル未然防止のため のDVD作成
- ○体験型学習コンテンツの作成(県庁HPで 公開)

## ※大阪府

【消費者教育DVDの配布】

○教育委員会と連携して消費者教育のDVD を作成し、府内の小・中・高全校に配布 ・マニュアルにおいて効果的な授業案を提示

## 政令指定都市

## 京都府京都市

【消費者教育教材の作成・配布】

○幼児期に対する金融教育等の取組の一環として、幼稚園、保育園及び保育所で継続的に活用してもらうことを目的とした 年長児対象の大型絵本及び家庭用ワークブックを作成し、市内全幼稚園、保育園、保育所等に配布

## 京都府京都市

- ○「落語で学ぶ消費者問題」の開催
- ・高齢者やその家庭、近隣者等に対し、消費生活に関する話題を分かりやすく伝えることにより、消費者問題への関心を高めてもらうことを目的として、落語を取り入れた啓発事業を開催(第1部:落語、第2部:落語家、弁護士、警察、消費生活専門相談員による消費者問題についての座談会)

## 市区町村(5万人以上)

## ※山口県周南市(人口 14.9万人)

## 【地域での取組】

- ○イメージ戦略による啓発
- ・市民に分かりやすくかつ親しみやすい印象を与えられるよう、キャラクターやイメージカラー等、統一的なデザインやカラーリングについて検討を行い、デザインカラーをピンクに統一した各種啓発グッズを作成
- ※東京都足立区(人口 68.3万人)
- ○「消費者通信大学(暮らしつくスクール)」 を実施
- ・「くらしと法律」、「くらしと食」及び「くらしと環境」の3つのテーマで科目を設定し、学んだ内容を更に深めるために、テキストの作成者を講師とした公開講座をセンター主催で開催

### ※沖縄県那覇市(人口31.6万人)

- 〇「消費者教育講座(教職員対象)」の開催
- ・消費者教育についての理解を深めるため、小中学校の教員を対象にした講座 を実施
- ・大学教授による講義「消費者市民力を育てよう!」及び消費生活相談員による 最新の児童・生徒の消費者被害例の 紹介、授業支援案を提案

## 市区町村(5万人未満)

## 3. 消費者教育の実施を働き掛ける(1)

## 都道府県

## 京都府

## 【学校での取組】

- 〇中学校、高校、大学への出前講座
- ○短期大学での通年講座、他大学での講座 開催に向けた働き掛け

## 【地域での取組】

- 〇公民館等での出前講座
- 【職場での取組】
- ○事業者研修への講師派遣

## ※大分県

## 【学校での取組】

〇就職や進学等に伴い自立生活を始める高校 生向けの出前講座(ネットトラブル、消費者 問題対処法、クレジット等の金融教育講座)

### ※埼玉県

## 【学校での取組】

〇高校、大学と連携した不当表示広告調査 (不当表示の事例についてのガイダンス後、 週刊誌、新聞紙上掲載広告、チラシ等を調 査し、「不当表示」に当たる広告を自治体に 報告、自治体は指導者等へ指導)

### 青森県

## 【学校での取組】

- 〇中·高·短大·大学への出前講座 【地域での取組】
- 【地域(O)取組】 ○担が体記 · 去 \ 力 = -
- 〇福祉施設、老人クラブ、公民館、町内会等 の地域の団体への出前講座

## 政令指定都市

## ※静岡県浜松市

〇中学校での出前講座(DVD視聴、グループ ディスカッション、センター所長の講評)

## ※京都府京都市

## 【大学での取組】

- 〇大学における消費者講座
- ・公益財団法人大学コンソーシアム京都が 実施している「単位互換制度」により、地元 大学及び同大学の単位互換参加大学に 在籍する学生を対象にNPO法人の協力を 得て消費者講座を実施

### 愛知県名古屋市

## 【市内への出張講座等】

- 〇出張講座
- ・一般、高齢者、若者、高齢者の身近な 方々を対象
- Oこども消費者教室
  - •幼稚園・保育園の年長児を対象

## ※新潟県新潟市 【学校】

- 〇家庭科の授業
- ・要請のあった小学校5・6年生を対象に食品の簡易テストや食品の表示について体験型の学習を実施
- ・講師は、市から新潟市消費者協会(新潟支部)に委託

## 市区町村(5万人以上)

## ※愛知県豊田市(人口 42.1万人)

### 【地域での取組】

〇市内の自主活動グループや事業所向け出前 講座の実施

## ※愛知県豊田市(人口 42.1万人) 【事業所への訪問】

- 〇訪問販売予防巡回講座の実施
- 〇依頼者(事業者)の意向を踏まえた講座を 実施
- ・新社会人として知っておきたい消費者被 害に遭わないための知識などに関する消費生活講座等

## <u>※新潟県上越市</u>(人口 20.3万人) 【地域での取組】

〇老人会、町内会、民生委員・児童委員協議会、PTA、消費者グループ等の団体が行っている講座や勉強会に主に市の職員を講師として派遣

## <u>※神奈川県大和市</u>(人口 22.8万人) 【学校での取組】

○校長会への働き掛け→中学校(自分で演じるロールプレイ方式の導入)、高校への 出前講座

## 市区町村(5万人未満)

## <u>※石川県能美市</u>(人口 4.8万人) 【学校での取組】

〇市内の高校で、全校生徒約600人を対象と した能美市消費生活相談室の出張学習会 を開催

## 3. 消費者教育の実施を働き掛ける(2)

## 都道府県

## ※山梨県

【学校での取組】

〇小・中・高校生及び大学生を対象に出前講 座を実施

## ※兵庫県

【親子向け講座】

〇小中学生や保護者の消費者問題に対する関 心を高めるため、親子向けの講座を開催

## 兵庫県

【生活協同組合の取組み支援】

〇生活協同組合による消費者トラブル防止啓 発チラシの作成や配布、学習会の実施を支 援

【地域における大型店舗等の取組支援】

○大型店舗等を有する事業者による消費者トラブル防止講座や店頭でのイベント、キャンペーン等の事業実施を支援

## 政令指定都市

## 静岡県静岡市

【地域での取組】

- ○悪質商法啓発ハナミン劇団の出張公演
- ・自治会・町内会に出向いて、悪質商法の手口を寸劇で上演し、啓発。併せて消費者市民ミニ講座を実施

<u>※新潟県新潟市</u>(人口 81.1万人) 【学校での取組】

- 〇出前授業
- ・小学校において、食品の糖分や着色料の測 定実験を、保護者参観日に合わせた日程で 実施

市区町村(5万人未満)

市区町村(5万人以上)

## 4. 消費者教育の関係者をつなぐ(1)

## 都道府県

## 京都府

## 【ネットワーク】

- 〇「くらしの安心・安全ネットワーク」の活 動を拡大し、情報交換や研修を実施
- •行政機関、消費者団体、福祉団体、事 業者団体、NPO等

## 【つなぐ人、つながれる人】

- ○多様な関係者をつなぐ消費者教育推進 コーディネーターの養成に向けた検討
- 〇人材バンクの設置に向けた準備(各団体 が個別に行ってきた啓発・教育をプラット フォーム化)

## ※大分県

## 【関係機関との連携】

○消費者教育に関する連絡会議の開催 (教育委員会と担当者会議)及び消費 者教育に関する関係課長会議の開催 消費生活・男女共同参画プラザ、私学振 興·青少年課、教育財務課、義務教育課、 生徒指導推進室、高校教育課、社会教 育等の関係課との協議の場を設け、啓 発事業の実施を推進

## ※徳島県

【学校教諭のセンターへの受入れ】

〇出前講座の担い手拡充

## 政令指定都市

## 愛知県名古屋市

## 【事業者との連携】

○企業から提供された消費者啓発資料を「くら しの情報プラザ」で展示・配布

## ※北海道札幌市

## 【関係機関との連携】

○悪質商法からの被害を未然に防ぐことを主 な目的に講師を希望する団体(学校、町内 会、福祉団体等)に専門講師を派遣し、「講 師派遣講座 と「体験テスト講座」を実施

## ※岡山県岡山市

## 【関係機関との連携】

〇安心・安全ネットワークの構築とこれによる 消費者教育•啓発

## ※福岡県北九州市

### 【関係機関との連携】

- 〇教員採用2年次の教職員を対象とした「情 報教育研修」での情報提供
- ○技術家庭科担当教諭の研修会における情 報提供
- 〇市立中学校内への啓発パネル設置

## 市区町村(5万人以上)

## ※秋田県秋田市(人口32.3万人)

【地域・関係機関との連携】

- 〇出前講座
- ○消費者講座
- ・保健所と連携して食分野についての消費者 講座を実施(会場には消費者トラブル未然 防止関連のパネル表示を実施)

## ※富山県射水市(人口9.3万人)

## 【関係機関との連携】

〇県金融広報委員会と連携した市民向け金融 経済講座の実施

## ※青森県八戸市(人口 23.7万人) 【関係機関との連携】

- 〇市民団体による出前消費者講座
- ・出前消費講座に特化して活動できる市民団 体の公墓

## ※岐阜県岐阜市(人口 41.3万人)

## 【学校との連携】

○校外研修技術・家庭科部会による協働での 授業実施

## 市区町村(5万人未満)

## ※熊本県長洲町(人口 1.6万人) 【関係機関との連携】

- ○消費者行政推進委員会の開催
- •実行委員長(副町長)のもと、自治体内関 係部局に加え、NPO法人、大学の教授等 も委員会に参加し、月次開催
- 消費生活だけでなく、健康問題、家族問 題等の解決方法を検討し住民を支援。
- ONPO法人との協力による「家計管理セ ミナー」の実施(企画にはPTA役員、保 護者も企画に参加)

## ※長野県中野市(人口 4.5万人) 【関係機関との連携】

○警察署、庁内外関係部局等との連携によ り、高齢者が地区ごとに定期的に集まる施 設に出向き「高齢者消費者被害防止塾」を 実施

## 4. 消費者教育の関係者をつなぐ(2)

## 都道府県

### ※山梨県

【学校教諭のセンターへの出向】

〇出前講座の担い手拡充

## ※山梨県

## 【関係機関との連携】

〇消費者教育に関係する行政機関等の連携を強化することを目的とし、消費者行政部局やセンター、教育委員会の義務教育や高等教育担当部局、私学担当部局や金融広報委員会などで構成される「消費者教育関係機関連絡協議会」(庁内組織)が設置され、各関係機関で実施している事業について、一覧表を作成し報告、消費者教育の推進状況等に関して情報の共有(年1回開催)

## ※佐賀県

## 【NPO法人との協働】

- ○消費者教育テキストの作成
- ・佐賀大学の法律専攻の大学院生・学部生が中心となって、高校生~大学初年次向け消費者教育テキスト『Consumer's Why みんな消費者』を作成

## 政令指定都市

## 市区町村(5万人以上)

## ※高知県高知市(人口 34.3万人) 【学校との連携】

○家庭科教育に対する消費生活センターの 提案力を高めるため、消費生活相談員を 対象に大学教授による家庭科教育の研修 を実施

## ※愛知県豊田市(人口 42.1万人)

- 【学校との連携】
- ○消費者教育をテーマとした研究授業
- ・消費生活相談員がゲストティーチャーとして授業に参加
- ○オンデマンドサービス
- ・教育機関向けの消費者教育情報の映像 データを提供

## <u>※東京都足立区</u>(人口 68.3万人) 【産・学・公の連携】

- ○「消費者教育ゲーム」の開発
- ・区内の大学と、地域企業による「足立異業種交流会未来クラブ」の参加を経て、子供の目線から実践的な教育に取組む大学と、ものづくりを支える町工場との「産(ものづくり事業者)・学(大学)・公(消費者センター)三者の連携」による消費者教育ゲームの開発を進める

## 市区町村(5万人未満)

## ※北海道士別市(人口 2.1万人) 【関係機関との連携】

- ○相談内容を反映した啓発や消費者教育3 事業(士別市消費者被害防止ネットワーク事業、高齢者・一般消費者を対象とした 消費者教育・学校授業での消費者教育) を現在周辺の3町(和寒町・剣淵町・幌加内町)に提供
- ○学校において「学校消費者教育モデル事業」実施
- 〇「消費者教育模擬授業 | 実施
- ・消費者教育の重要性や教育内容について、教育担当者(教員・PTA・教育委員会)の認識を高めるために実施
- 〇「士別市消費者教育支援プログラム」
- ・小・中学生を対象とした授業プログラム (小学生15、中学生18、高校生14プログ ラム)を全学校に提供

## 4. 消費者教育の関係者をつなぐ(3)

## 都道府県

## 政令指定都市

## 市区町村(5万人以上) 市区町村(5万人未満)

## ※熊本県

## 【教育委員会との連携】

- 〇教育委員会主催による「消費者教育 指導者養成講座(家庭科主任会)」を開 催(文部科学省初等中等教育局が行って いる学校教育における消費者教育の推 進に係る事業を活用)
- ・消費者行政担当課が講師の人選や配布 資料等の収集に協力

## 徳島県

## 【教育委員会との連携】

- ○消費者情報センターにおいて、県立学校の教員を研修生として受入(1年間) →出前講座の実施
- 〇採用後10年を経過した教員及び市町 村消費者行政担当者向けの研修会の 開催

### 【大学との連携】

- 〇四国大学と連携
- ・消費者大学校大学院生が四国大学に おいて講義を聴講
- 県職員等が四国大学で講義
- ・高校生を対象に消費者問題をテーマに した「街角コンシューマー・カフェ」開催

## ※岐阜県大垣市(人口 16.1万人)

## 【地元警察署との連携】

〇市が市内の中学校と大垣警察署及び大安地区少年警察ボランティア協議会主催による「非行防止タウンミーティング」に参加し、中学生を対象とした出前講座を実施

## ※岐阜県大垣市(人口 16.1万人)

## 【民生委員との連携】

○市の消費生活相談員と消費者行政担当の職員が実施する出前講座に民生委員が無償で 寸劇で参加

## ※三重県伊勢市(人口 13.0万人)

## 【学校との連携】

〇小学校の家庭科の授業において、消費生活 相談員と職員が金融の出前講座を実施

## 【司法書士会との連携】

〇三重県司法書士会有志が中学校において 消費生活に役立つ法律に関する講座実施

## 4 消費者教育の関係者をつなぐ(4)

政令指定都市 都道府県 市区町村(5万人以上) 市区町村(5万人未満) ※岡山県倉敷市(人口 47.5万人) 【関係機関との連携】 〇「消費生活学級連絡協議会」を設置 ・商品選択のための情報収集等を目的に、 昭和49年に小学校区を単位に設置され た消費生活学級で組織 ・消費生活学級では消費知識習得のため の学習・研修会、地産地消などの普及啓 発活動等を企画。また、地域で開催される イベントへの参加や、婦人会・環境団体と 連携して活動するなど、地域に密着した地 道な活動を展開 ※長崎県大村市(人口 9.1万人) 【関係機関との連携】 O"Love&Safety おおむら: こどもを事故か ら 守るプロジェクト" ・市内の医療機関及び保育施設などで、 子供達の事故に関する情報を収集し、 「産業技術総合研究所」に送り、科学的な 解析によって明らかになった情報を調査 に協力した医師の助言活動に提供したり、 ウェブサイトで周知。また、保育施設職員 による保護者への周知などによって、大 村市全体で共有 ・ネットワークには大村市教育委員会、保育 園、幼稚園などの教育機関や警察も参加 し、日本でも他に例のない地域一体型の 社会システムの構築を目指す

## 4. 消費者教育の関係者をつなぐ(5)

都道府県	政令指定都市	市区町村(5万人以上)	市区町村(5万人未満)
		※長野県長野市(人口 38.1万人) 【消費者団体との連携】 〇紙芝居による消費者被害防止のための取組 ・市が、有志7人で平成18年に結成された団体 「すそばなの会」の活動を支援し、消費者被 害防止に取り組む	
		滋賀県長浜市(人口 12.4万人) 【自治体内関係部署との連携】 〇「長浜市セーフティネットワーク会議」を発足・出前講座、消費学習研究会による寸劇、啓発活動、防犯メールの活用	
1 1 1 1 1 1 1		大阪府和泉市(人口 18.4万人) 【教育委員会との連携】 〇生涯学習課の出前講座を利用して市民へ の啓発・教育を実施	
		大阪府和泉市(人口 18.4万人) 【関係機関との連携】 〇「消費者の会」の協力を得て、ロールプレイ を取り入れた出前講座を実施	

## 5. 消費者教育の担い手を育てる(1)

## 都道府県

## 京都府

## 【大学生】

- ○消費者問題に意識の高い学生リーダーを 養成
- 〇"学生発"消費者教育冊子·教材の作成 の支援
- ○大学生による子供・保護者向けトラブル防 止講座の実施

## 【市民】

〇くらしの安心推進員(地域見守りチーム) 養成

## ※三重県

## 【大学生】

○「消費者教育論」等において、「消費者教育 カルタ」を児童及び高齢者向け教材として 消費生活センターとともに作成

## ※石川県

## 【成人一般】

- ○「草の根消費者教室講師」の養成
- ・年2、3期、各期3、4回の講座で構成されるセミナー「いしかわコンシューマー・カレッジ」を開催し、消費者教室講師を養成

## 政令指定都市

## ※兵庫県神戸市

- ○「消費生活マスター」の活用
- ・子供から高齢者まで、ライフステージ別の 消費者教育に幅広く対応可能な消費者問題 解決の専門家「消費生活マスター」の活用拡 充に向けた取組

## ※北海道札幌市

## 【教育関係者等】

- 〇「教員等を対象とした消費者教育講座」
- ・小・中学校の授業において消費者教育講座を紹介する講座を実施

## 市区町村(5万人以上)

## ※沖縄県那覇市(人口 31.5万人)

## 【成人一般】

- 〇「消費生活カレッジ」
- ・毎年7月の土曜日の4回講座。民生委員な ど地域の見守り活動を行う者が対象

## ※青森県八戸市(人口 23.7万人)

## 【成人一般】

- 〇「啓発員養成講座」
- ・老人福祉施設職員やボランティア団体等 の構成員対象

## ※青森県八戸市(人口 23.7万人)

## 【事業者】

- ○「事業者消費安全マイスター養成事業」
- ・事業者が消費者目線による安全な製品・サービスを提供するための法律知識や消費者マインドを学ぶもの。認定者には、意識の維持のため、ネームプレート、のぼりを授与

## 市区町村(5万人未満)

## ※熊本県宇土市(人口3.8万人)

## 【婦人会との連携】

〇宇土市地域婦人会連絡協議会が主催する消費者被害防止学習会に消費生活センターが講師を派遣し、受講した婦人会員が地域のイベントの際に周知啓発を行ったり、家庭訪問による見守り活動を実施

## 5. 消費者教育の担い手を育てる(2)

## 都道府県

## ※青森県

## 【成人一般】

〇地域の消費者リーダーを育成するため、 住・食・環境など多岐にわたる消費生活に 必要な知識を仲間と楽しく学べるよう、座学 のみならず、現地に出掛ける体験学習も取 り入れた「消費生活大学院」を開催

## ※栃木県

## 【成人一般】

○「くらしの安心サポーター制度」を創設し、 行政と消費者とのパイプ役として消費生活 に関する啓発活動のほか、高齢者や障害 者の見守り活動を行うサポーターを育成

## ※兵庫県

## 【成人一般】

〇「ひょうご暮らしの大学」

消費者トラブル、食の安全、福祉、環境創造型農業、社会保障制度等幅広い分野を包含した内容の15回講座。修了生はボランティア団体等で活動

## ※北海道

## 【教育関係者等】

- 〇消費者教育指導者養成講座
- ・北海道教育委員会による小学校、中学校、 高等学校の教諭向け講座

## 政令指定都市

## 市区町村(5万人以上)

## <u>※鹿児島県鹿児島市</u>(人口 60.5万人) 【成人一般】

- 〇「地域消費者リーダー」
- ・地域に根ざした消費者教育を普及するため、市民が市長の委嘱を受け、2年間、消費生活に関する研修を受講し消費生活センターと地域とのパイプ役としての活動を実施
- ・2年間の研修終了後、希望者は自主的な 研修活動を行うとともに、市の要請に応じ て出張講座を実施

## ※茨城県つくば市(人口 21.4万人)

## 【学校との連携】

〇筑波大学と連携し、全学群1年生を対象とした必修科目「フレッシュマンセミナー」において、つくば市消費生活センターの消費生活相談員による「消費者力をつけよう」と題する 講義を実施

## <u>※東京都国分寺市</u>(人口 12.1万人) 【成人一般】

〇「市民のための契約法講座(全8回)実施・地域の消費者教育の充実を図る取組を具体化するため、東京地域連携講座を国分寺市と市内の大学(法学部)の共催、東京都消費生活総合センターの後援で開催

## 市区町村(5万人未満)

## 5. 消費者教育の担い手を育てる(3)

## 都道府県 政会

## <u>※徳島県</u> 【成人一般】

- ○消費者と行政をつなぐ県認定の「くらしの サポーター」制度
- ○くらしのサポーターの活動支援を行う県認 定の「消費生活コーディネーター」制度

## ※滋賀県

## 【成人一般】

〇県内の大学と連携して、消費生活関連の 基礎知識を学ぶ講座を実施し、受講者から毎年、消費生活アドバイザー試験の合格 者を輩出するなど、消費生活相談に対応 できる人材を育成

## ※山形県

## 【成人一般】

- 〇山形県消費生活サポーター制度
- ・県や各市町村の広報誌やHP等での公募と、市町村からの推薦によるボランティアで構成されるサポーターが、消費者に対しての啓発用資料の配布及び説明を始め、消費生活に係る講座及び学習会の講師、消費者啓発のためのイベントへの協力など多岐にわたって活動

## 政令指定都市 市区町村(5万人以上)

## <u>※岩手県盛岡市</u>(人口 29.8万人) 【大学生】

- 〇「岩手大学教育学部学生向け講座」
- ・「法学概論」の講義のなかで、契約と悪質 商法、金利とカード決裁の仕組みなどの 講座を実施
- 【教育関係者】
- 〇教員免許更新時の消費生活センターによ る出前講座

## 市区町村(5万人未満)

## 5. 消費者教育の担い手を育てる(4)

## 都道府県

## HPAEATA

## <u>岡山県</u> 【消費生活相談員】

〇消費者教育コーディネーターの設置 ・県消費生活センターの相談員として学校や消費生活サポーター講座の講師や教材作成を担った人材をコーディネーターとして採用・配置し、教員対象の講座の講師としたり、市町村、福祉関係団体(者)との連携におけるキーパーソンとして活躍させている(「岡山県消費者教育推進計画に基づく事業)

## ※鳥取県

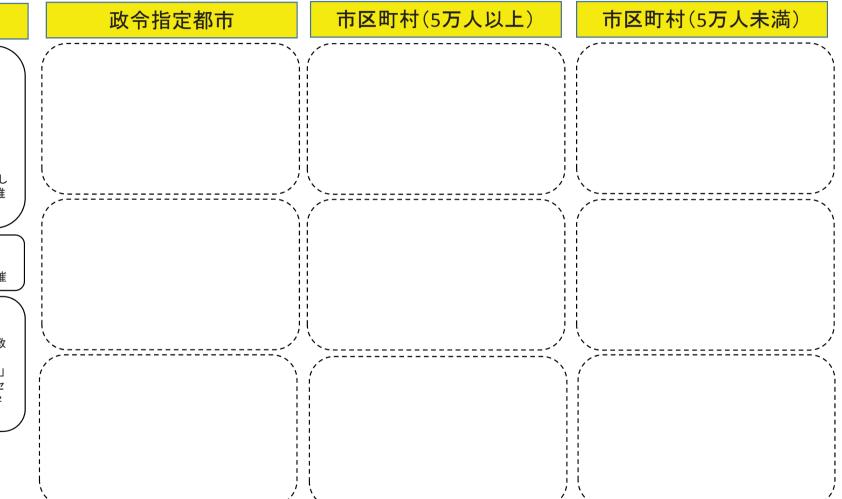
【大学・成人】

〇大学において15回程度の公開講座を開催

## ※北海道

## 【学校との連携】

〇地元の北海道教育大学と連携し、大学教育学部の中学・高等学校家庭科教員免許取得のための必修科目「消費生活論」のカリキュラムの一環として、消費生活センターでの簡易実験や施設・展示の見学を受入れを行う



## 6. 自主学習・交流・情報発信の場を提供する

## 政令指定都市 市区町村(5万人以上) 市区町村(5万人未満) 都道府県 京都府 愛知県名古屋市 【交流】 【自主学習·交流】 〇ロースクール学生、司法修習生、弁護士 ○消費者グループや個人の消費生活に関す 会のセンター見学、意見交換 る学習、打合せに利用できるスペースの無 〇生産者・流涌事業者等事業者と消費者の 対話の場づくり 〇図書の貸出し・閲覧、ビデオ・DVDの貸出 Oくらしの安心·安全推進月間における市民、 し・視聴 ○資料の展示、配布 学生、企業、消費者団体、学識経験者等と の意見交換などによる交流 ※兵庫県神戸市 〇「神戸消費者教育センター」の設立 •悪質商法や製品事故情報、消費者教育 の教材などを集め、最新の消費生活情報 を大型モニターや電子看板で映像でも見 ることができると同時に、テーマごとの多 様な展示のもと、実践的な学習の場として も利用することができる ・ 消費生活講座を開催できるスペースを用意 し、市民の要望するテーマに応じて職員が 講座を実施 ※福岡県北九州市 【自主学習·交流】 〇市が市民による自主的な活動団体「フェ ニックス消費学級」を支援 ・北九州市立消費生活センター研修室にて 月2回程度、①消費者問題 ②食生活・食育

問題 ③環境問題 ④健康問題等を学習内

容に取上げといった活動を展開